

無年季的質地受戻し慣行（むねんきてきしつちうけもどし）

江戸時代に広範に見られた興味深い慣行。

質地とは、借金の担保として質入れした土地のこと。

これは、江戸時代がそう呼んでいたわけではなく、現代の研究者が付けた名称。

現代では、土地に限らず、物品を質入れして借金する際には、請戻し期限(年季、借金の返済期限)が明確に設定され、期限内に借金を返して、担保物件を請戻さなければ、担保物件は質流れになって、その所有権は永久に貸しての下に移転してしまう。

われわれは、契約である以上、それが当然だと考えていますが、江戸時代には、必ずしも、そうではありませんでした。

期限が来ても請戻せず質流れになった土地(田畑)に関して、元金を返済しさえすれば、質流れから何年たっても土地を請戻せると言う慣行が広く存在していた。

質流れから10年、20年、場合によっては100年たっても請戻しが可能だったのです。

そもそも、最初から請戻し、期限を設定しないこともありました。これが、「無年季的質地受戻し慣行」です。

この慣行のもとでは、質流れが所有権の恒久的な移動を意味してはいなかったのです。

50年も経てば、貸借の当事者はなくなって、子供の代になっていることも多い。

その上でも、子供が親の借金の借金分だけを返せば、一度失った所有地を取り戻せた。

江戸時代の契約はルーズだったからこうした慣行が存在した、と言うわけではありません。

一般に中小の百姓は、上層の百姓に比べ経済が不安定であり、土地を質入れして借金をする必要に迫られる機会が多くありました。

また、期限内に返済できないことも少なくありませんでした。

そして、返済不能の結果、所有地を失えば、経営がますます困難になっていき、ついには没落の危機に貧することにもなった。

そうした一直線の没落に歯止めをかけるために、期限内に返済できなくても、後日、金のできたときに、元金だけ返せば、土地を取り戻せるという慣行が存在した。

利息を払う必要はなく、元金の返済だけでよかった。

中小の百姓に、一旦、所有地を失ってもそれで終わりではなく、後日それを取り戻すチャンスを与えると言うところに、この慣行の意義があった。

再チャレンジを保障するしくみと言っても良いでしょう。

そして、この慣行は、幕府や大名が保証したものではなく、「村掟」によって有効性が保証されている場合が多かった。

金の貸し手の中には、一旦、質流れによって、我が物になった土地を、ずっと後になってから、取り戻すされることに納得できないものもいた。

返済期限までに借金が返せなかった方が悪い、と言う考え方だ。

むしろ、こちらの方が、現代の我々にとっては、理解しやすい考え方もかもしれない。

そうした考え方を抑えて、中小の村人を保護するために、この慣行を有効に機能させたのは、ほかならぬ「村の力」でした。

無年季質地請戻し慣行は、村の力に裏打ちされることによって実行力を持ったものだといえる。

幕府や大名が認めていない慣行を機能させ、土地の質流れや請戻しによる所有権の移動のコントロールをしたのは村でした。

具体的に、**下総の国葛飾郡幸谷村(現在松戸市)の事例**を見てみましょう。

天保 15 年(1844 年) 1 月に、幸谷村の関武左衛門は、同村、古田知行所の万蔵に、3 畝 3 歩 (1 畝は 1 アール、1 歩は 1 坪、約 300 平方メートルの土地(万蔵の屋敷地を含む)を 3 両 2 朱 (1 朱は 1 両の 16 分の 1) で売却しています。

→この土地は、もともと万蔵家の所有地でしたが、

→60 年前(1784 年頃)に 武左衛門家が質に取り、その後、質流れになっていたのです。

(質流れからでも、半世紀ぐらいいは経っていた。)

→質流れ後も、万蔵は地守 (家守=土地の管理人) となって、土地との関係を続けていました。

→しかし、万蔵は屋敷地まで失ったことを常々残念に思っており、質流れになった土地のうち、家産の中核である屋敷地だけでも返してほしい (請戻し) と、武左衛門に嘆願。(頼みました。)

→そこで、武左衛門は、「格別の慈愛」を持って、家敷地などを売り戻すことにした。

屋敷地は、家代々の所有地の中でも、最も大切な土地。家の財産(家産)の中核部分。

そこで、万蔵は、せめて屋敷地だけでも請戻そうとしたのです。

しかし、そこは、とっくに質流れになっていました。

それでも武左衛門は、払い請戻しに応じている。

ここから、幸谷村において「無年季的質地請戻し慣行」が行われていたことがわかります。

ただし、請戻しは無条件で実現したわけではなく、そこが家代々の家敷地と言う特別な土地であり、かつ、武左衛門が「格別の慈愛」を示したために取り戻せたのだ、ということにも注意。

ポイント

江戸時代には村が作った自前のセイフティーネットがあった。

江戸時代の百姓たちは契約の文言より百姓の没落防止を重視した。